

○日の出町長期総合計画策定に伴うパブリックコメント手続要綱

令和元年11月28日  
告示第55号

(目的)

第1条 この要綱は、日の出町長期総合計画のパブリックコメント手続について、必要な事項を定め、町の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等に対する説明責任を果たし、もって町民等の町政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、パブリックコメント手続(以下「本手続」という。)とは、日の出町長期総合計画の策定過程において、案の段階で広く公表し、町民等からの意見を求め、寄せられた意見に対する当町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して当町としての意思決定を行う仕組みをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長その他の執行機関をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 当町の区域内に住所を有する者
- (2) 当町の区域内に存する事業所等に勤務する者
- (3) 当町の区域内に存する法人及び団体
- (4) 本手続に付す事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 実施機関は、日の出町長期総合計画策定に対して本手続を実施するものとする。

(適用に関する特例)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には本手続を行わないことができる。

- (1) 審議会等(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される付属機関及びそれに準ずる機関をいう。)が、本手続に準じた手続を経て作成した答申、報告等の内容に沿って計画等の策定等をする場合
- (2) 本手続以外の方法により、町民等からの意見の聴取が充分行われると認められる場合

(本手続の実施)

第5条 実施機関は、日の出町長期総合計画策定についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画の案を公表し、広く町民等から意見を募集するものとする。

2 本手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

3 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(公表の方法)

第6条 実施機関は、計画の案及び関係事項について、町のホームページに掲載するとともに、実施機関窓口をはじめ町役場本庁舎、その他実施機関が必要と判断した場所に備え置き公表するものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合は、町のホームページの掲載については、計画等の案の概

要、関係事項及び計画等の公表方法を掲載することをもって代えることができる。

(意見の提出方法及び提出期間)

第7条 意見の提出期間は、概ね14日以上とするものとし、町民等が計画の案についての意見を提出するためには要する時間等を考慮して実施機関が定めるものとする。

2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法とする。

3 意見の提出に際して明記を求める事項は、町民等の氏名又は名称、住所等連絡先その他実施機関が定める事項とする。

4 実施機関は、計画の案についての意見を提出した町民等の氏名又は名称その他当該町民等の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画の案を公表し、意見を募集するときにその旨を明示しなければならない。

(意見の取扱い及び意思決定後の公表)

第8条 実施機関は、提出された意見を十分に考慮して、計画（複数回の意見募集を実施する場合は、その中間案。）の策定等をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画の策定等をしたときは、提出された意見の概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

3 実施機関は、第1項の規定により計画の案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。

4 実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより町民等の権利利益を侵害するおそれがあると認めるものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

5 実施機関は、第2項及び第3項の規定により公表するときは、概ね14日以上行うものとし、当該公表の方法は、第6条の公表の例による。

(個人情報の保護等)

第9条 実施機関は、収集した個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にしたがって適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、住民等から提出された意見等に日の出町情報公開条例（平成12年日の出町条例第32号）第7条第2項各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(令和5告示20・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月1日告示第20号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。